

大学生年代の子等（12月31日時点で、19歳以上23歳未満の方）を扶養している方の控除

下記の給与収入については、年末に勤務先からもらう、源泉徴収票の「支払金額」欄の金額になります。
アルバイトの方については、時給×時間の額を参考にしてください。

（例）時給1,250円×4時間/日×年間100日勤務の場合、給与収入は50万円。

なお、時給による給与以外に手当等の支給がある場合は給与収入に加算される場合があります。

（原則、通勤手当は給与収入に加算されません。）

